

平成21年度周防大島町行政改革推進委員会会議録（議事要旨）

1 開催日時 平成22年3月3日（水）午後1時30分～午後3時00分

2 開催場所 周防大島町役場大島庁舎2階庁議室

3 出席者 委員 奥川 与志人

委員 平田 達弥

委員 中元 みどり

委員 三原 伊文

委員 川本 隆夫

委員 上本 俊幸

委員 大村 繁

（欠席者 谷委員、大丸委員、峰委員）

町長 椎木 巧

副町長 岡村 春雄

総務部長 中野 守雄

事務局 総務課 課長 西本 芳隆

班長 佐々木 義光

主幹 浅海 公生

主査 山本 勲

4 会議次第

(1) 町長あいさつ並びに後任者の委嘱状交付

(2) 委員紹介及び会長・副会長の選任について

(3) 報告

平成20年度委員会意見書に対する町の対応について

(4) 議題

平成21年度集中改革プラン・行政改革実施計画への取組内容及び成果の報告について

成果報告に対する意見聴取について

町長への意見書の協議について

5 提出資料

(資料1) 平成21年度集中改革プラン及び行革大綱実施計画成果報告（概要版）

(資料2) 平成21年度周防大島町集中改革プランへの取組内容及び成果報告

(資料3) 平成21年度周防大島町行政改革実施計画への取組内容及び成果報告

(資料4) 平成20年度周防大島町行政改革推進委員会における委員意見書に対する町の対応

(参考資料) 周防大島町のNPO法人

(参考資料) 周防大島町行政改革大綱

6 議事の概要

(1) 委員紹介及び会長・副会長の選任について

委員の互選により、会長に川本委員を選出し、副会長に奥川委員を選出した。

(2) 平成20年度委員会意見書に対する町の対応について

平成20年度行政改革推進委員会の意見書に対する町の対応について、事務局から報告した。

(3) 平成21年度集中改革プラン・行政改革実施計画への取組内容及び成果の報告について

平成21年度の集中改革プラン・行政改革実施計画への取組内容及び成果報告の概要について、(資料1)平成21年度集中改革プラン及び行革大綱実施計画成果報告(概要版)により、事務局から説明した。

(4) 成果報告に対する意見聴取について

事務局が説明した内容等について委員から意見をいただいた。

(5) 町長への意見書の協議について

本日の各委員の意見をもとに事務局で意見書(案)を作成し、各委員の了承を得た後に町長へ提出することで了解をいただいた。

7 会議経過 別紙

別紙

(事務局) 定刻になりましたので、ただいまから平成21年度行政改革推進委員会を開催いたします。

本日の進行をさせていただきます総務課長の西本でございます。よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれては、お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、椎木町長がごあいさつ申し上げます。

(町長) 皆様、こんにちは。平成21年度の周防大島町行政改革推進委員会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。皆様方には、年度末、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。このたび行政改革推進委員の皆様の中で、4名の交代がありました。奥川委員をはじめ4名の方々に新しく委員をお願いしましたところ、快くお引き受けいただき本当にありがとうございます。どうぞ、この周防大島町の大きな行政改革の柱となります皆様方の忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。この行政改革大綱は、合併後の平成17年12月の議会で行政改革大綱をご報告させていただきました。それから、集中改革プランと言うことで17年から5年間、大綱に沿った計画を少し前倒しするという形でやってまいりました。この間、平成22年度で終了するわけですが、通常の行政改革大綱に基づいて、これからも進めなければならないと思います。

これまで、この5年間で前の前の前の政権になりますが、小泉政権の頃の話ですが、官から民へということ、国から地方へということで、大きな地方分権の流れができてきたわけですが、実は昨年、内閣が変わるだけでなく政権が交代するという大きな政治の流れの中で、新しい新政権は地方分権でなくて、それを更に乗り越えた地方主権ということを今、盛んに言っております。この地方主権というのは、地方の自主財源を大幅に拡充する、よく言われております補助金の弊害とか言うものを一括交付金にするとか、地方の財源を確実に充実していくのだと、非常に私たちにとっては良いことだと思うわけでございます。

また、国と地方が上下ではなく、対等な関係になるということから国と地方が対等になるための国と地方の協議の場を法制化していくと、今まではよく話し合いをするという話もありましたが地方公共団体との話でなくて、ちゃんとした法律に基づいた協議の場を設けるというふうな形で、非常に地方にとっては、ありがたいような話でもあります。

これは、しかしながら過去にないことでございまして、国の形が大きく変わるというくらい大きな一大改革でございます。要するに今までは補助金とか交付金、そのような国から税財源を取って、その補助金に合う仕事を中心にやっていくというのが我々地方の行政だったのですが、それが一括の交付金でということになりますと、まだまだ大変不安なところは沢山あるのですが非常に大きな国と地方の形が変わってくるのではないかと考えています。

また、この行政改革でございますが、これはどこまでいったから行政改革が済んだというではございません。究極の行政改革の目的というのは、ずっと続くのだと思っています。行政改革の本来の目的は、町の財政をまず健全化することだというふうに思っています。財政の健全化によって何を目的にするのかといいますと住民サービスの水準を安定的に確保するために町の財政が健全化していかなければならないということございまして、それではその行政改革というのはどこに力点を置くのかといいますと、やはり行政のコストを削減するというのが一番だろうと思っております。すなわち行政コストの削減によりまして生み出された財源でもって、できるだ

け生活に関連した施設の整備とか子育ての支援、又は新年度私が掲げておりますが「にぎわいの創出」、要するに地域を少しでも豊かにしていこうという言葉の表れでございますが、例えば滞在型とか体験型の観光、又はスポーツ合宿の誘致とかそのような「にぎわいの創出」というふうなもので、できるだけ地域を活性化していこう、元気を出していこうということでございます。

そうした中で合併して良かったと実感できるような町づくりを進めたいと思っております。そのずっと前に前に帰っていくと一番の元は、やはり行政改革を進めながら行政のコストを削減していくということが大きな目標でございます。是非とも皆様方は役所の外から見る立場といたしまして十分な検証をいただくとともに忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

こうした取り組みというのは全国の自治体で行われているわけでございますが、やはり行政改革の進み具合によって、その町の取り組み具合によって町のあるべき形というものも変わってくるというふうに思っております。どうぞ皆様方の忌憚のないご意見を賜りながら、私達もそれに真摯に取り組んでまいりたいと思っておりますので今日はどうぞよろしく願いいたします。

(事務局) それでは、委員会の開催に先立ちまして、推薦団体等の役職変更や退職などにより、新たに委員に就任いただいた方が4名いらっしゃいますので、委嘱状を交付したいと思います。委嘱状は、奥川様に代表してお受取りいただきたいと存じます。なお、他の委員さんには、失礼ですが、お手元に委嘱状をお届けしておりますのでご確認ください。任期は就任ご承諾の日から前任者の残任期間とさせていただきます。よろしく願いいたします。

《委嘱状交付》

(事務局) それでは、新たに委員にご就任された方もいらっしゃいますので、ここで委員さんをご紹介いたします。お手元の委員名簿をご覧くださいと思います。

- 委員紹介 -

谷委員さんについては、本日急遽御欠席との連絡をいただいております。大丸委員さん峰委員さんについては、ご都合がつかず御欠席でございます。

委員の皆様よろしく願いいたします。

なお、この委員会の会議の概要につきましては、後日、町ホームページで公表することにしておりますので、よろしく願いたします。

町長は、所用によりここで退席させていただきます。

- 町長退席 -

事務局のほうも変わっておりますので紹介させていただきます。

- 事務局紹介 -

それでは、会長・副会長ともに推薦団体を退職されまして委員も辞任されておりますので、ここで会長・副会長の選任に移らせていただきたいと思います。

周防大島町行政改革推進委員会設置要綱第4条の規定により、委員会に会長・副会長を置き、委員の互選により選出することとなっております。

また会長は、会務を総理し、会議の議長を務めることになっております。副会長は、会長に事故がるときにその職務を代理することとされております。

事務局といたしましては、指名推薦の方法により選出をお願いしたいと思いますが、ご異議ないでしょうか。

- 異議なし -

(委員) よろしいでしょうか。会長につきましては、川本隆夫さんをお願いできないでしょうか。

(事務局) 川本さんを会長に推薦というご提案がありましたが、いかがでしょうか。

- 異議なし -

(事務局) 皆さんから異議なしとのことですので、川本さんが会長に選出されました。よろしくお願いいたします。

続いて副会長の推薦となりますが、どなたか。

(委員) 奥川与志人さんに副会長をお願いできないでしょうか。

- 異議なし -

(事務局) 皆さんから異議なしとのことですので、奥川さんが副会長に選出されました、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、ここからは川本会長さんに議事進行をお願いしたいと思います。それは、川本会長さんにごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長) 観光協会で理事をさせていただいております川本でございます。土居で建設関係を営んでおります。家は棕野のほうにありますので、久賀もよく知っているし土居も知っているということで、今後ともよろしくお願いいたします。不慣れなもので議長という大役を仰せつかりまして、皆さんと一緒に進行していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが「平成20年度委員会意見書に対する町の対応について」、事務局から報告を求めます。

(事務局) 昨年度の当委員会の委員さんからいただいた意見に対する町の対応について報告させていただきます。資料4をご覧ください。

別添資料に基づき説明 - (資料4) 平成20年度周防大島町行政改革推進委員会における委員意見書に対する町の対応

(会長) ただいま事務局から説明がございましたが、ご質問やご意見を願います。

(副町長) その前に補足説明をさせていただきますが、NPO法人に対する財政的支援ですが、これは17年度から県と一緒に支援をしまいましたが、今年度から県の財政事情で県の助成がなくなったのですが、町では予算措置をしまっていました。また、22年度からは町独自で支援をしまっていますので、その辺が少し変わりますが引き続いてNPO法人への支援をしていく助成事業は新たに発足してまいりますのでご報告させていただきます。

(事務局) 昨年度の委員会で周防大島町のNPO法人の一覧表を委員へ配布してほしいとの意見がございましたので、今回はあらかじめ参考資料として、山口県に認証されている周防大島町内のNPO法人の一覧はお手元に配布してございますのでご覧ください。昨日、山口県のホームページからダウンロードしましたので最新のものと思います。

(委員) 3の民間企業における職員研修についてですが、できなかった理由だけをダラダラと並べておられて、実際に何をやったかということが見えてこないのですけれども、また同じようなことになるのではないのでしょうか。

(事務局) 職員研修につきましては、おっしゃるとおりに民間企業への派遣研修というのは今までもやっておりますし、やった例も無いというのは事実でございます。職員研修の体系としましては、山口県セミナーパークというのがございまして、そこに山口県内の市町が山口県市町職員研修運営協議会というものを作っております、県内の市町の職員研修を行っております。本町からは、毎年100名程度の職員を、新規採用職員、採用後何年の職員、係長級、課長級などの階層別の研修や、地方自治法、民法、法制執務やOA研修等の特別研修に参加させております。そういった研修は行っておりますが、民間企業に派遣して民間企業の実態を学ぶための研修というのは今まで行われていないというのが実態でございます。それで県内の市町にも確認はしてみたのですけれども市町においては、民間企業に派遣して研修をさせるという取り組みをしているところは少ないように聞いております。

山口県内がちょっと少ないのか他の県ではどうもあるようなのですが、その辺を研究させていただいてどういう形で、民間企業で研修させることができるのかということをしていきたいと思っております。

山口県の県の職員においては、教育公務員については教育公務員の特例法に基づいて教頭先生が1年間民間企業で研修されたり、一般職については山口銀行や博報堂などで1年なり2年なりの研修をされているというのは聞いております。ただ、町としてそういった長期の研修をさせることができるのかどうかということもありますので、検討の課題とさせていただきたいと思っております。

(委員) ただですね、この終わりのほうには、平成22年度においてはと抱負を語っておりますけれども、それまでのところはできない理由を述べておられるのですね、そしてその述べておられるできない理由が来年度は克服できるのでしょうか。どのようにして克服されようとしておるのでしょうか。具体的な計画をお聞かせいただきたいと思うのですが。

(事務局) 資料のほうにも書いてございますが、住民の方からの窓口対応に対する苦情が多い。ということはやはり言葉づかい、接客態度などの待遇が悪いということは認識しております。その中で掲げております民間企業の意味決定過程や顧客ニーズの把握手法あるいは経営戦略といったものを研修させることは、研修期間も長期にわたり職員の身分的はものもありますので、すぐに取り組むということは難しいと思っておりますが、で掲げております民間企業での接客やサービスの実践を職員に経験させる研修については、取り組みたいと思っております。待遇ということにしましては民間に派遣することも考えると同時に、町そのものでそういった努力をあまりしていなかったこともありますので、22年度においては専門の講師を招いて全職員を対象とした待遇の研修を1回やってみようということでここに記載させていただきました。

(委員) 是非、具体的な日程等を年間の予定の中に入れていただきたいと思います。

(事務局) 講師等の予算化もいたしておりますので、間違いなく実施する予定であります。住民の方が来られてちょっとした態度や言葉一つで対応等は違ってきますので、行政改革を行っていくうえでも職員の資質を上げなければいけないと思います。その中でも待遇は最も基本的な大事な部分だと思っておりますので、来年度は、まずは全職員を対象とした待遇研修を実施して、それから民間での派遣というのも例えば、ホテルとか苦情処理の多いところに行ってみてもらって、どういう対応をしているのか、非常に丁寧な対応をされておりますので、参考になることは多いと思いますので、相手もあることなのでどういうところで協力いただけるか、検討してやれることはやっていきたいと思っております。まず来年度は、待遇研修は実施するという予定であります。

(会長) では、その方向で進んでいってもらいたいと思っております。

(部長) ちょっとここで、先ほど報告したことの補足なのですが、5の環境負荷低減対策についてですが、昨年、庁内に周防大島町地球温暖化対策実行計画推進本部というのを立ち上げました。環境生活部が事務局になるのですが、温暖化対策の実行計画の具体的な計画をこの会で作っていくことにしております。

(会長) そこで作った計画というのは、この委員会にも報告がされるのでしょうか。

(部長) 推進本部のほうで計画がまとまりましたら報告ができると思っております。

(委員) 今のクリーンエネルギーですけれども、風力発電というクリーンエネルギーもあるわけですね。ところが風力のほうが非常に騒音あるいは振動で地域の人に新たな公害を引き起こしているという指摘があります。我々の学校にも風力のほうをやっているという先生が何人かおるんですけれども、最近になって微風力発電といいまして風速1.5mでも発電するというようなものも登場してきております。これは栃木県にある会社が開発されたものです。これの研修等がもう行われておりまして、今度3月9日に私達の学校からも数人行くのですが、6月頃にこの中にも書かれております「地域連携交流会」に社長をお呼びして講演をやってもらおうじゃないかという話が盛り上がっております。大島というと、どうしても皆さん太陽ということのイメージが強いのですが、この微風力の発電であれば、先ほど申し上げましたように、たかだか1.5mで発電するわけですから、この風力発電と太陽光発電のハイブリッドですね、自然エネルギーのハイブリッド、それが可能になってくるんじゃないかと思っております。我々のほうも積極的に取り組んでいきますけれども、是非、もし機会を作っていただけるのであれば町の職員の方にも参加いただければと思うのですが、いかがでしょうか、検討していただけないでしょうか。

また、昨年、町と本校との意見交換会に私も出させていただきましたけれども、年に2度くらいあるかなと期待していましたが、たぶん1回じゃなかったのでしょうか。もし、機会があれば年度内にでももう1回やっていただければ、このことももっと私も積極的に意見を出させていたきたいと思っております。

もう一つ6番目ですが、この委員会も「途中経過の報告と問題提起を行うため、年数回程度の開催すること」というふうにありましたけれども、進捗状況が明らかなものが少ないからという理由でやっておられません。これも具体的な日程の中に取り入れていただけないでしょうか。

(会長) 6番のほうは、なんとか年に2,3回でもこういう会を検討してもらえませんか。

(事務局) 来年度は、特に計画策定の年でもありますので、確実に回数は今年より増やさせていただき、皆様のご意見を求める場面も非常に多くなると思っておりますので、よろしく願います。

微風力発電の取組は、来年度からなのでしょうか。

(委員) いや、「地域連携交流会」を皆さんのご協力で立ち上げることができましたけれども、その関連の会長と宇部のほうに行ってみりました。今どういうふうな状況にあるのかという検討し、先ほど申しましたように、この3月9日にユニークな発想に基づく風力発電というのを開発された方が来られるのですね。そして6月頃には、周南市で太陽光と風力のハイブリッドの街灯がつくのだそうです。それを見に来ないかという案も出ております。けっこう企業さんがこういう自然エネルギーを利用したビジネスを立ち上げようというムードがすごく盛り上がっております。そういう中に町役場の方も入っていただいて、講習を受けられたらどうかという提案です。

(会長) では、次に進めてもよろしいでしょうか。それでは、議題1の「平成21年度集中改革プラン・行政改革実施計画への取組内容及び成果の報告について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局) 説明に入ります前に、新たに委員さんになられた方もいらっしゃいますので、行政改革のこれまでの流れについて、簡単にご説明を差し上げたいと思います。行政改革大綱は、昭和の60年に総務省から「地方公共団体における行政改革推進の方針(地方行革大綱)の策定について」という通知が出されまして、各自治体で自主的に行政改革大綱を策定して公表しなさいということから始まっておりまして、合併前の旧町においてもそれぞれ行政改革大綱というものを策定して行政改革に取り組んできたという経緯があります。平成16年の10月に合併しまして、周防大島町になって行政改革大綱というものが無かったので、これを平成17年度中に行政改革大綱を策定しようということで進んでおったのですが、平成17年の3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」という新たな通知が総務省から出されまして、この中で平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した集中改革プランを策定して17年度中に公表しなさいということになりました。

それで資料2の1ページをご覧くださいなのですが、この中段あたりに集中改革プランの位置付けという図がございます。当初、周防大島町としては、平成18年度から平成22年度までを計画期間とした行政改革大綱、それから行政改革大綱実施計画を平成17年度中に作って行革を進めていこうという考えで取り組んでいたのですが、先ほどの集中改革プランといものを作りなさいという指針がございまして、これは計画期間を平成17年度から平成21年度までとしなさいということでございますので、そこで行政改革大綱実施計画の中から集中改革プランで取り組むこととされている事項と整合するものを取り上げて、集中改革プランとしたという経緯がございます。

ですから今回事前に送付させていただきました、資料2「周防大島町集中改革プランへの取組内容及び成果報告」と資料3「周防大島町行政改革実施計画への取組内容及び成果報告」の中身を見ていただくと、同じことが書かれているんだけどという疑問を持たれたかと思うのですが、そういった訳で内容がかなりダブっております。行政改革大綱で理想といいますか大まかな行政改革の方向性を示して、それを実行していくために具体的な取組を記載したものが実施計画ということになります。集中改革プランも年度ごとの取組内容を具体的に示しなさいとされておりますので、実施計画と集中改革プランとでは重複しているものがかなり多くなっています。

行政改革実施計画と集中改革プランの計画期間が同じ市町では、行政改革実施計画を集中改革プランと完全に位置付けている市町もあるようですが、周防大島町では、行政改革実施計画と集中改

革プランの計画期間が1年ずれておりますので、2本だてとなっております。

同じようなことが書かれている資料が2通りありますので、少し分かりづらいと思いますので、2つの資料における主な取組を取りまとめたのが、資料1「平成21年度集中改革プラン及び行革大綱実施計画成果報告（概要版）」です。資料2と3にそれぞれ細かく取り組み内容については、記載されておりますが、それを両方ともすべてご説明するのは時間的にも困難ですので、これらを取りまとめた資料1（概要版）でご説明させていただきます。表の種別というところに「プラン」「計画」と記入しているのは、それぞれ資料2「周防大島町集中改革プランへの取組内容及び成果報告」と資料3「周防大島町行政改革実施計画への取組内容及び成果報告」の該当するページに記載されていますという見方になっていきますので、資料2と資料3には年度ごとの取組内容も記載されていますので、細かく見ていただく場合は、そういうふうにご覧いただければと思います。資料2と資料3には年度ごとの取組内容も記載されています。

それでは、内容についてご説明いたします。

別添資料に基づき説明 - （資料1）平成21年度集中改革プラン及び行革大綱実施計画成果報告（概要版）

（会長）ただいま、平成21年度集中改革プラン・行政改革実施計画への取組内容及び成果の報告について、事務局から説明がありました。

続いて、議題2の「成果報告に対する意見の聴取について」を議題とします。事務局から説明のございました、これらの内容等について、ご質問やご意見をお願いします。

（副町長）今の説明で、1点ほど補足説明をさせていただきます。「町立保育所の運営方法の見直し」ですが、計画時点では、少子化の影響で保育所へ入園する園児数がかなり減っていくという見込みがありましたので、廃止という結論にしておりましたが、実態としては横這いか、ある程度増えていくという見込みがありますので、当面は存続ということで廃止の予定はございませんのでご理解をお願いしたいと思います。

（会長）では、事務局へのご質問やご意見をお願いします。

（委員）これは、要望ということなのですが「保健センター業務の見直し」のところには直接書いてはございませんが、地域包括支援センターが橘ケアプラザに一本化をされていると思うのです。それ以前は各支所に保健婦さんが駐在しておりましたが、これも行政改革の一環として一本化したということで、これは理解できるのですが。そうすると残りの旧3町の、包括支援センターといいますと例えば、寝たきりになったとか、痴ほうの老人がおって家庭的に非常に困るという人が、まず第一に駆け込むところというふうに解釈しておるのですが、その辺のところには支障が出ないようにお願いしたいと思います。今、週1回ほど保健婦さんが出張してくるというふうに伺っていますが、そのようになったということも広報あたりでよく周知して、いつも包括支援センターの橘のほうに行かなければいけないということの無いように、中継ぎといいますか支所なり社会福祉協議会もありますが、そこにいったらすぐ繋いでくれるような体制をとっていただきたいという希望です。

（事務局）今の件は、実態をよく確認しまして、確かにおっしゃるとおりに、そういう寝たきりになり介護が必要になったときに、制度がわからん、あるいは自宅を改築するのに補助があるとか、知らないままにやるよりは、そういうのを知っておかなければいけないというのは、よくわかります。

実際にそういうのが、地域包括支援センターに行かなければいけないというのは、困るので、連絡網、受け皿的なものがどうなっているか、確認させてもらって、支障のないようにという要望が出ているということで検討します。

(委員) 公用車の特殊車両というのは、どういったものを特殊車両いうのですか。6台増えておりますが。

(事務局) 特殊車両は、消防車や消防団が持っているあのような車両やゴミ収集のパッカー車も特殊車両という形になります。今年度は特に、消防車を2台増やしましたが、それが増えております。それとあとマイクロバス、学校等が統廃合したので増える要因があったとは思われます。特殊車両というのはそういうものが入っていると思われま。

(委員) 97台もあるのですか。

(事務局) 公営企業局の車両も含んでおりますし、久賀の消防分団がすべて消防車を持っていますので台数としてはかなりあると思います。

(委員) この公用車を、予め登録した町民が使えるとか、そういう制度は無いのですか。例えばスポーツ少年団などが大会に行くとか。

(事務局) マイクロ等は社会教育団体には貸出しています。保険の関係がありますので、あまり極端には貸しにくい部分があります。任意保険が町の仕事と密接に関係がある部分というのもありますので、あまり貸し出せないのですが。スポーツ少年団には貸し出しをしています。

(委員) 貸し出しているのですね。

(事務局) はい。ただ、どんどん貸し出すとレンタカーと同じようなかたちになりますので、それは、またまずいということになりますので、そのあたりのバランスの中で社会教育団体に限っては貸し出してありますけれども、あまり広くは貸し出しておりません。

(委員) 社会何とおっしゃいましたか。

(事務局) 社会教育団体です。スポ少とかですね。老人クラブも貸し出ししていると思います。

(委員) 婦人会は貸し出ししていただけないみたいですよ。

(事務局) 運転手は団体のほうで算段してもらうことになります。町の職員を出してくれというのはちょっと厳しいので、そういうことではないでしょうか。

(会長) 運転手がおれば貸しましょう、ということですか。

(事務局) 婦人会も社会教育団体ですから。

(副町長) 基本的には、町から補助金を助成している団体には貸し出しをしますよ、というスタンスではあるのですが。

(事務局) 団体で運転手を算段していただいて、その時に他とバッティングしてなければ、マイクロが空いていればという条件ではないかと思えます。

(委員) あらかじめ登録したり、運転手としての登録はないのですか。

(事務局) そこまではしておりません。

(委員) それでは、その都度、申し込んで空きがあれば貸していただけるということですね。

(事務局) いろんな団体がどんどんされますと、レンタカー業の圧迫ということにもなりかねませんので、その辺は節度があるのかなと思います。社会教育団体であれば大目に見ていただけるのではないかと。無料で貸し出しということになりますと、やはりそういった社会教育団体に限定される

のではないかと思います。

(委員) 老人クラブもあるのですが、老人クラブも婦人会と同じじゃないかという話がありましたが、老人クラブは大島郡内に単位クラブを含めると100いくらあるのですが、これが毎年親睦旅行なんかやるわけですよ、そういのが出したらキリがないんじゃないですか。

(事務局) そうですね。そこらは、目的というのものもあるんじゃないでしょうか。旅行などに出るのに、頻繁に貸し出すのはどうでしょうか。

(委員) 1日かけてのそれこそ小旅行みたいなっていうのは、レンタカーを借りればいいという考えがあると思うのですよ。総会なんかの送迎などは、ほんのわずかな時間で終わるようなものですから貸し出しがお願いできればすごく助かると思います。

(事務局) 婦人会も社会教育団体の範ちゅうではないかと思えます。

(会長) 要綱を作ったら良いのではないですか。

(事務局) 取扱いを定めていると思いますので確認します。

(会長) 役場の職員の定員適正化の推進のところですが、想定以上に進行が早いですよね。30人くらい早めに辞められていますが、新しい職員を早目に入れるという計画はないのですか。定員適正化計画で年度採用者を増やすような見直しはないのか、予定どおりで進めていくのか。頭でっかちになるというか、今後10年くらいたった頃には中間どころの職員がいなくなるのじゃないかと危惧します。

(事務局) 先ほど資料4の中でふれましたように、年代間の職員数の格差、特に若年層に格差が生じているのは間違いございません。30代がないということになると、これは組織として成り立たなくなるという恐れがあります。したがって、この次の行革大綱では適正化計画の数字をどんどん減らすだけでなく、補充のことも考えながら、できるだけ外へ出せるものは、委託でとか、職員数を民間と競合しているところは減らして行きながら、行政サービスを維持する中で、総合支所方式の維持、分庁方式を維持するとか言うような基本的な部分もあるのですが、これまでの22年度までの適正化計画では、職員数がある程度減少するまでは採用を控えてという計画であったのですが、23年度からの適正化計画、行政改革大綱も見直しがあるのですけれども、その中ではそういったいびつなことをやっているのではまずいのではないかということで、行革推進委員会でも触れていただいておりますように、そういったことを視野に入れた職員採用、定員適正化計画というものを考慮していかなければならないと思っています。平成23年度からの計画の中で反映していきたいと思っています。

(委員) 先ほどの公用車の中で、プランの22ページを見ますと平成17年、18年度の中には一部リースという取扱もされていますが、基本的には今は買い取りということでしょうか。おそらく町の場合はいろんなところに総合支所とか分かれていて、台数が多いのはある程度しかたないのかなと思うのですが、今後リースを進めるといった計画は無いのでしょうか。保有している車両について一括リースの変更とか、そういった手法も考えられるのかなと思うのですが。

(事務局) 事業課とか消耗の激しいところではリースがありますが、他のところでは購入という方法が多いと思います。今年度は、国の予算がハイブリッドあるいは一定の環境水準を満たした車に買い替えるのはどんどんやりなさいということで予算がついたので、先ほど申しました買い替えを13年以上の車を買って替えるという形で、リースという形でなく購入という形になりました。

(委員) そちらのほうが、メリットが高いということですかね。

(総務課長) 民間と違って、リースで経費を落とすという考えが公の場合ないものですから、どちらにしても同じになります。民間であればメリットはあると思いますが。新しい車を次々にリース切れごとに切り替えて経費も落とせるし、多少割高にはなるけれども、メンテナンスも含んでとか。

(委員) 町ではそういった、経費処理がないのですね。

(総務課長) そういった経費処理はございません。

(委員) 分かりました。

(会長) それでは、議題3の町長への意見書の協議について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局) 町長の意見書に関してなんですが、本日いただきましたご意見を取りまとめまして、事務局の方で意見書の案を作成させていただき、その案を委員のみなさんすべてに送らせていただきまして、内容をチェックして修正等あれば言っていただいて、修正がなければこれで良いと言われれば、それを意見書とさせていただきます町長の方へ報告させていただきたいと思います。このような取り扱いでよろしいでしょうか。

(会長) ただいま、事務局からご説明がありました。町長への意見書についてこのような取り扱いでよろしいでしょうか。

- 異議なし -

(会長) ご異議はないようですので、事務局もできるだけ早く意見を取りまとめさせていただきたいと思えます。本日は、ご審議いただきありがとうございます。

皆様のおかげを持ちまして、終わることができました。また、新年度委員会では、皆様のいろいろな活発なご意見をたくさん出していただき、実りある良い会議にしたいと思います。この会議でこの島を盛り上げて行かないといけないと思っておりますので、皆さんといっしょになって意見を出しながら、良い方向に進んで行きたいと思えます。

本当に今日はありがとうございました。大変、不慣れで申し訳ございませんがこれで終わらせていただきます。

以上